

消防署の機構改革について

1 趣旨

職責に応じた職位の配置による当直体制・災害現場指揮体制の強化や、責任職の増による消防署全体のマネジメント強化を図るため、消防署の機構を再編します。

2 消防署の機構改革 ※ 31年度は6署において実施（鶴見、神奈川、西、中、港北、戸塚）

消防署の警防体制やマネジメント体制を強化するため、これまで係長に相当する階級を配置していた予防課長、警防第一課長、警防第二課長等の職位・職責を見直し、課長に相当する階級を配置する「総務・予防課長」、「警防課長」、「警防第一担当課長」、「警防第二担当課長」に再編します。

また、係長については、これまで一般職に相当する階級を配置していましたが、職位・職責を見直し、係長に相当する階級を配置する各係長に再編します。※平成31年度は6署実施し、平成33年度までに全署実施予定。

⇒ **課長級：2増**

係長級：増減なし

